

第45回(令和7年度)地方近代化基金融資公募要綱

一般社団法人東京都トラック協会

この融資制度は、東京都から交付される運輸事業振興助成交付金をもって近代化基金を創設し、利子補給によって長期低利の融資を推進して、トラック運送事業の近代化・合理化を図るものです。

融資には、ポスト新長期規制適合車等の導入融資と一般融資があります。

I 公募概要

1 公募融資枠 35億円 (ポスト新長期等融資と一般融資の合計)

2 公募期間

2025(令和7)年5月1日から2026(令和8)年1月31日まで受け付けます。

(ただし、土、日曜日、祝日、年末年始の休日は除きます。)

なお、公募枠を超えた場合公募を打ち切ることがあります。

※(一社)東京都トラック協会からの「推薦決定通知書」は、申込月の翌月下旬頃までに申込事業者あて通知します。

3 申込先

(一社)東京都トラック協会 財務部交付金会計グループ (あらかじめ申請内容を相談の上、郵送又は持参により申し込んでください。)

4 融資対象者

(一社)東京都トラック協会の会員 (登録車両数が5台未満でも申込みができます。)

東京都外に本社を有する事業者の方は、本社の存する道府県トラック協会へ申し込んでください。

なお、持株会社(傘下の貨物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。)が申請しようとする場合は担当にご相談ください。

5 融資条件

(1) 融資限度額

① 個別企業

ア ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車融資(以下「ポスト新長期等融資」という。)

6,000万円

イ 一般融資

6,000万円

(一般融資では、融資残高が6,000万円以下であれば、6,000万円に達するまでの金額の申込みが可能です。)

② 共同体

1億円

③ 組合

転貸先の企業ごとに 6,000万円

(2) 貸付金利

取扱金融機関の所定利率によります。

(3) 申込金額

10万円を単位として申し込んでください。

(車両代に係る消費税は融資の対象となりますが、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険、手続代行費用、法定費用等の諸費用は融資の対象とありませんのでご注意ください。)

(4) 償還期間

① 車両及び車両搭載物 5年以内(据置期間を含む。)

② その他(償却期間内) 最高10年(据置期間を含む。)

(5) 償還方法

据置期間(償還期間のうち6ヵ月以内)終了後、元金均等償還とします。

(6) 担保・保証人

取扱金融機関の定めるところによります。

(7) 再融資の制限

① ポスト新長期等融資

前年度までの融資実績にかかわらず、融資限度額の6,000万円まで申し込めます。

② 一般融資(設備資金等)

融資残高が6,000万円以下であれば、融資限度額の6,000万円に達するまでの金額を申し込みます。

ただし、既融資分が正常に償還されていることが前提です。

(8) 申込者の留意事項

① (一社)東京都トラック協会からの融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なります。

当協会の推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認して証明するものであり、その後、取扱金融機関の返済能力等の審査を経て可否が決定されます。

② 推薦後、事業計画の変更(投資額変更、延期、中止等)が生じた場合は、所定の手続きが必要となりますので、(一社)東京都トラック協会に申し出てください。

③ 企業が所属組合を通じて借入をする「転貸方式」の利用ができます。

6 取扱金融機関

(株)商工組合中央金庫の本・支店及び同金庫の代理店となっている信用組合の本・支店

全東栄信用組合、東浴信用組合、文化産業信用組合、東京厚生信用組合、東信用組合、江東信用組合、青和信用組合、中ノ郷信用組合、共立信用組合、七島信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合、

ただし、転貸方式の場合は、(株)商工組合中央金庫 本・支店のみにになります。

7 利子補給

(1) ポスト新長期等融資

貸付利率のうち、0.6%の利子補給を行います。

(2) 一般融資

貸付利率のうち、0.6%の利子補給を行います。

8 設備完成報告(購入報告)

車両等購入後又は設備完成後、すみやかに所定の様式(「設備完成(購入)報告書」又は「購入報告書」)により報告してください。

報告がない場合や条件不一致の場合には、利子補給の打切りや利子補給分の返還を求める場合があります。

9 申込方法

所定の申込書により、公募期間内に、(一社)東京都トラック協会交付金会計グループへお申し込みください(あらかじめ申請内容を相談の上、郵送又は持参により申し込んでください。)。

10 融資推薦決定通知

申込月の翌月下旬頃までに、申込事業者あて「融資推薦決定通知書」を送付します。

Ⅱ 融資対象事業

1 ポスト新長期等融資

(1) 融資対象

- ① 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質が、ア)「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」(平成 20 年 3 月 25 日国土交通省告示第 348 号)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(ポスト新長期適合車)、並びにイ)「道路運送車両の保安基準」「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部を改正する告示(平成27年7月1日)による改正後の「道路運送車両の保安基準の細則を定める告示」(平成14年7月15日国土交通省告示第619号)に定める排出基準値に適合する事業用貨物自動車(平成28年排出ガス規制適合車)(以下「ポスト新長期等規制適合車」という。)の購入
- ② 都内登録の車両及び都外登録の車両
- ③ リース契約、割賦契約は対象となりません。

(2) 申込みにおける添付書類

購入予定車両の見積書(写)又は売買契約書(写)

(3) 留意事項

近代化基金を利用して購入した車両については、購入報告書に添付される自動車検査証(写)により、所有者及び使用者を確認させていただきます。

2 一般融資

(1) 融資対象

- ① 設備資金

ア 車両(フォークリフトを含む)・荷役機械等の購入及び車両の改造に要する資金

(ただし、ポスト新長期等規制適合車についてはポスト新長期等融資で対応します。)

イ 福利厚生施設の整備に要する資金

ウ 車庫、倉庫(貨物自動車運送運送事業に係るものに限る)、トラックターミナル、配送センター、事務所等の物流施設の整備(設備の補修、改修を含む)に要する資金

エ 近代化・合理化のための事務機器(コンピューター、ソフトウェア、ファクシミリ、複写機、MCA 無線等で、1品が20万円以上)の購入に要する資金

② 省エネ関連機器(デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー及びEMS機器等)の購入に要する資金

③ リース契約、割賦契約は対象となりません。

(2) 申込みにおける添付書類

①建物の場合は平面図と所在地案内図と見積書、土地購入の場合は公図と所在地案内図と見積書、車両・荷役機械・デジタルタコグラフ等の場合は見積書を提出していただきますので、早めに準備してください。

②契約(土地売買契約・建物工事請負契約等)済み又は契約書予定案文が作成されている場合には、その関係書類(写)の提出をお願いします。

(3) 留意事項

近代化基金融資を利用して購入した車両については、設備完成(購入)報告書に添付される自動車検査証(写)により所有者及び使用者を確認させていただきます。

車両のうち、「ポスト新長期等規制適合車」については、前期の「1 ポスト新長期等融資」をご利用ください。

Ⅲ 申込手続き等の手引き

- 融資申込書

下記の必要書類(正・副各1部)を提出してください。

- 融資推薦申込書
- 企業要項(個別企業用)
- 事業計画書(ポスト新長期等融資用) 又は 事業計画書(一般融資用)
- 承諾書
- 見積書(写)等の添付書類

(上記申請書の他にも必要となる資料を添付してください。)

- (株)商工組合中央金庫等あて借入の申込み

融資推薦決定通知を受けた方は、「融資推薦決定通知書」の写し及び下記書類を添えてすみやかに(株)商工組合中央金庫等へ借入れの申込みを行ってください。

- (株)商工組合中央金庫等あて提出書類

(株)商工組合中央金庫等に対する提出書類は概ね次のとおりですので、あらかじめ準備しておいてください。

- 営業報告書(3期分)
〔又は「科目明細付き確定申告用決算書」(3期分)〕
- 融資推薦申込書の副本(協会から送付されたもの)
- 融資推薦決定通知書の写し(協会から通知されたもの)

(一社)東京都トラック協会からの融資推薦決定通知書は、融資の決定とは異なります。

当協会の推薦は、融資対象事業が近代化基金融資の条件に適合するものであることを確認して証明するものであり、その後、取扱金融機関による返済能力等の審査を経て融資の可否が決定されます。

融資の可否については、事前に(株)商工組合中央金庫にご相談ください。

問い合わせ先

(一社)東京都トラック協会財務部交付金会計グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-4136

FAX 03-3351-8790